

全市生涯学習学びのキャンパス化プロジェクト
「スモールモビリティ導入・運営業務委託」

公募型プロポーザル
仕様書

令和7年4月

掛川市

1 委託名

スモールモビリティ導入・運營業務委託

2 目的

掛川市の生涯学習は、まちづくりと人づくりの一体的推進である。この理念をもとにまちづくりを進めるにあたっては、地域の魅力をいかに掘り起こし、あるいは新たに作り、磨き上げるか、また、そのための人材をいかに育成するかがカギとなる。

このことから、本事業は、誰でも学び直しができ、学びを地域社会に還元できる環境を整え、多様な学習機会の充実を図るために、「名」と名のつくもの（ひと、こと）の顕在化とスモールモビリティ※₁の活用によるネットワーク化の構築により、掛川市全域を「生涯学習の学びのキャンパス化※₂」し、もって、まちづくりの担い手となる人材を増やすことを目的とする。

※1 本事業におけるスモールモビリティとは、電動キックボード、電動サイクルなどの特定小型原動機付自転車を指す。

※2 生涯学習の学びのキャンパス化については、下記サイト（掛川市ホームページ）を参照。
<https://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/gyosei/docs/734843.html>



3 実施期間

契約日の翌日から令和8年3月13日（金）

4 実施場所

掛川市内全域

5 事業構成

(1) スモールモビリティの導入

掛川市内にスモールモビリティのレンタル事業の基盤を構築すること。

① 要点

- ・先に選定された「掛川学びの場100景（掛川100景）※₃」または、観光資源へのアクセスを考慮したポートの設置がされていること。
- ・ポート設置数は、掛川区域、大東区域、大須賀区域それぞれ1箇所以上、市内全域で5箇所以上とすること。
- ・スモールモビリティの効率的な運用に適したスモールモビリティ台数が確保されていること。

② 実施時期（参考）

- ・令和7年6月上旬から令和8年3月中旬まで。

※3 「掛川学びの場100景（掛川100景）」は、下記サイト（note 掛川市ページ）を参照。
<https://kakegawa-city.note.jp/>



(2) スモールモビリティの運営

スモールモビリティのレンタル事業の運営を行うこと。また、交通安全など利用上の安全性が十分に確保されるよう対策をとること。

① 要点

- ・ DE & I ※4 の理念に基づき、デジタルツール等を活用し、誰でも容易にレンタルできるシステムであること。
- ・ 今後のまちづくり政策及び交通政策のエビデンスとなるデータが取得できること。
- ・ 今後、自立自走できる運営形態が組まれていること。

② 実施時期（参考）

- ・ 令和 7 年 11 月上旬から令和 8 年 3 月中旬まで

※4 DE & I については、下記サイト（掛川市ホームページ）を参照。
<https://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/gyosei/docs/768058.html>



(3) スモールモビリティ利用に関する教育・広報

スモールモビリティを安全に安心して利用するための安全講習会の実施や、PR 活動の展開をすること。

① 要点

- ・ 交通ルールを順守し、安全に利用されるための対策がとられていること。
- ・ スモールモビリティの有益性が、正しく PR されていること。

② 実施時期（参考）

- ・ 令和 7 年 6 月上旬から令和 8 年 3 月中旬まで

(4) スモールモビリティ活用に関するその他提案

スモールモビリティの活用及び持続可能な運営について、独創的な提案を求める。

① 要点

- ・ スモールモビリティの利用者促進となる事業提案がされること。
- ・ スモールモビリティの安全性を周知する事業提案がされること。
- ・ 持続可能な運営方法等の企画提案及び事業計画を示すこと。

② 実施時期（参考）

- ・ 令和 7 年 6 月上旬から令和 8 年 3 月中旬まで

6 システム要件定義

(1) 機能要件

- ・ スモールモビリティのレンタルシステム
- ・ 利用者認証と支払い機能
- ・ ポート管理システム（スモールモビリティ管理システム）
- ・ マーケティング活用できる人流データの取得

(2) 非機能要件

- ・ システムの可用性（最低 99.5% の稼働率）
- ・ ユーザーフレンドリーなインターフェース

(3) 技術要件

- ・モバイルデバイス対応（iOS、Android）
- ・高セキュリティ基準（データ暗号化、認証機能）

7 実施注意点

- (1) 本業務により生じた収益の取り扱いは、協議により契約時に決定するものとする。
- (2) 5 (1) (2) (3) (4) の実施にあたっては、当市と十分に協議の上、決定するものとする。

8 業務完了報告

受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告を行うこと。

9 成果品

- ・本業務の実施完了報告書 2 部（A 4 サイズ、ファイル綴り）

実施完了報告書には以下の項目の報告を含めること。

- (1) 会議記録（協議、打合せ等含む）
- (2) ポート設置個所の概要（地図）
- (3) 実施イベントの開催報告
- (4) レンタル運営記録
- (5) 収支報告
- (6) その他指示するもの

10 担当部署

住 所：〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目 1 番地の 1

掛川市 生涯学習まちづくり部 協働推進課 生涯学習推進係（本庁舎 3 階西）

担 当：梅田知孝、佐藤未紗

電 話：0537-21-1129 FAX：0537-21-1165

メール：kyodo@city.kakegawa.shizuoka.jp